

2026年 3月

お客さま各位

観音寺信用金庫

手形・小切手帳および自己宛小切手の発行受付終了にともなう
「当座勘定規定」の改定について

平素は、観音寺信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は、2026年3月31日(火)受付分をもって手形・小切手帳および自己宛小切手の発行受付を終了いたしますので、以下のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前から当座勘定をご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定
当座勘定規定
2. 改定日
2026年4月1日(水)
3. 改定内容
(1)第 8条:手形・小切手帳の発行受付終了にともなう改定
(2)第13条:自己宛小切手の発行受付終了にともなう改定

当座勘定規定 改定新旧対照表

改定後	改定前
<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>①②③④(略)</p> <p>⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>⑥⑦(略)</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>①②③④(略)</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥⑦(略)</p>
<p>第13条(支払保証)</p> <p>小切手の支払保証はしません。(削除)</p>	<p>第13条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>

以上